

## 政策評価調書(政策評価体系図)

所管名: 内閣府      組織: 公正取引委員会

21年度成立予算における政策評価体系図 【公正取引委員会における政策評価に関する基本計画 (平成20年3月策定)】	
一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達	
公正かつ自由な競争の促進	
(1)迅速かつ実効性のある法運用	
(2)ルールある競争社会の推進	
(3)競争環境の積極的な創造	

22年度概算要求における政策評価体系図 【公正取引委員会における政策評価に関する基本計画 (平成22年3月改正予定)】		政策評価 調書番号
一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達		
公正かつ自由な競争の促進		
(1)迅速かつ実効性のある法運用		
(2)ルールある競争社会の推進		
(3)競争環境の積極的な創造		

## 政策評価調書(政策評価体系と概算要求書の対応表)

所管:内閣府

会計:一般会計

組織:公正取引委員会

政策評価 調書番号	政策評価 の対象	概算要求書		1		
		(項)	(事項)	(1)	(2)	(3)
		公正取引委員会				
	×	公正取引委員会に必要な経費(主要経費 95)				
		独占禁止法違反行為に対する措置等に必要な経費(主要経費 95)				
		下請法違反行為に対する措置等に必要な経費(主要経費 95)				
		競争政策の普及啓発等に必要な経費(主要経費 95)				

注)「政策評価の対象( × )」欄については、以下の整理により記載すること。

については政策評価の対象となっているもの

については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの

×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(及び 以外)

## 政策評価調書(個別票 -1)

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	迅速かつ実効性のある法運用		評価方式	総合・実績	番号
	19年度	20年度			
歳出予算額(千円)					
( 当 初 )	329,184	307,971	316,033	301,831	
	< 0 >	< 0 >	< 0 >	< 0 >	
( 補 正 後 )	324,350	307,755			
	< 0 >	< 0 >			
前年度繰越額(千円)		0			
		< 0 >			
予備費使用額(千円)		0			
		< 0 >			
流用等増 減額(千円)		0			
		< 0 >			
歳出予算現額(千円)	324,350	307,755			
	< 0 >	< 0 >			
支出済歳出額(千円)		234,139			
		< 0 >			
翌年度繰越額(千円)		0			
		< 0 >			
不用額(千円)		73,616			
		< 0 >			
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	別紙19 - 4に記載				
政策評価結果を受けて 改善すべき点	なし				
評価結果の予算要求等 への反映状況	独占禁止法違反行為に対する措置についての政策評価の結果を踏まえ、不当廉売、優越的地位の濫用等の不公正な取引方法に対する迅速な対処のための審査関係の経費を要求するとともに、機構・定員要求において、審査担当部門の体制強化を図るため上席審査専門官(国際カルテル担当)の新設、不公正な取引方法事件を担当する審査専門官の増員を要求するなどの評価結果を踏まえた要求を行った。				

## 政策評価調書(個別票 -1)

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	ルールある競争社会の推進		評価方式	総合・実績	番号
	19年度	20年度			
歳出予算額(千円)					
( 当 初 )	172,599	214,198	148,993	154,951	
	< 0 >	< 0 >	< 0 >	< 0 >	
( 補 正 後 )	171,245	228,619			
	< 0 >	< 0 >			
前年度繰越額(千円)		0			
		< 0 >			
予備費使用額(千円)		0			
		< 0 >			
流用等増 減額(千円)		0			
		< 0 >			
歳出予算現額(千円)	171,245	228,619			
	< 0 >	< 0 >			
支出済歳出額(千円)		168,394			
		< 0 >			
翌年度繰越額(千円)		0			
		< 0 >			
不用額(千円)		60,225			
		< 0 >			
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	別紙19 - 4に記載				
政策評価結果を受けて 改善すべき点	取引慣行等の実態把握・改善についての政策評価結果を踏まえ、実態調査の実施に当たっては、限られた人的・物的リソースの中で調査対象を選定する必要がある。				
評価結果の予算要求等 への反映状況	中小企業を取り巻く取引の公正化についての政策評価結果を踏まえ、新たに実施する大規模小売業告示の講習会の開催に係る経費を含む同告示の普及・啓発に係る経費を要求するとともに、下請法違反行為に対する措置についての政策評価結果を踏まえ、同法違反事件調査の体制強化を図るため、下請取引検査官の増員を要求するなどの評価結果を踏まえた要求を行った。				

## 政策評価調書(個別票 -1)

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	競争環境の積極的な創造		評価方式	総合	番号
	19年度	20年度			
歳出予算額(千円)					
( 当 初 )	125,778	188,763	130,974	139,325	
	< 0 >	< 0 >	< 0 >	< 0 >	
( 補 正 後 )	124,794	186,500			
	< 0 >	< 0 >			
前年度繰越額(千円)		0			
		< 0 >			
予備費使用額(千円)		0			
		< 0 >			
流用等増 減額(千円)		0			
		< 0 >			
歳出予算現額(千円)	124,794	186,500			
	< 0 >	< 0 >			
支出済歳出額(千円)		173,634			
		< 0 >			
翌年度繰越額(千円)		0			
		< 0 >			
不用額(千円)		12,866			
		< 0 >			
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	別紙19 - 4に記載				
政策評価結果を受けて 改善すべき点	なし				
評価結果の予算要求等 への反映状況	国際協力の推進についての政策評価結果を踏まえ、ICNカルテルワークショップの日本開催に関する経費等、国際協力の推進に係る経費を要求するなどの評価結果を踏まえた要求を行った。				

政策評価調書(個別票 -2)

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	迅速かつ実効性のある法運用					番号	(千円)			
	予 算 科 目						21年度 当初予算額	22年度 要求額	政策評価結果等 による見直し額	
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項						
対応表において となっているもの	A	1	一般	公正取引委員会	公正取引委員会	独占禁止法違反行為に対する措置等に必要経費	316,033	301,831	1,094	
	小計						316,033	301,831	1,094	
対応表において となっているもの										
	小計									
対応表において となっているもの							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
	小計									
対応表において となっているもの							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
	小計									
合計						316,033	301,831	1,094		

政策評価調書(個別票 -2)

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	ルールある競争社会の推進					番号	(千円)		
	予 算 科 目						21年度 当初予算額	22年度 要求額	政策評価結果等 による見直し額
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項					
対応表において となっているもの	A	1	一般	公正取引委員会	公正取引委員会	下請法違反行為に対する措置等に必要な経費	148,993	154,951	9,245
	小計						148,993	154,951	9,245
対応表において となっているもの									
	小計								
対応表において となっているもの							<	>	<
							<	>	<
							<	>	<
	小計						<	>	<
対応表において となっているもの							<	>	<
							<	>	<
							<	>	<
	小計						<	>	<
合計						148,993	154,951	9,245	

政策評価調書(個別票 -2)

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	競争環境の積極的な創造					番号	(千円)		
	予 算 科 目						21年度 当初予算額	22年度 要求額	政策評価結果等 による見直し額
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項					
対応表において となっているもの	A	1	一般	公正取引委員会	公正取引委員会	競争政策の普及啓発等に必要な経費	130,974	139,325	16,154
	小計						130,974	139,325	16,154
対応表において となっているもの									
	小計								
対応表において となっているもの							<	>	<
							<	>	<
							<	>	<
	小計								
対応表において となっているもの							<	>	<
							<	>	<
							<	>	<
	小計								
合計						130,974	139,325	16,154	

## 政策評価調書(個別票 -3)

## 【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	迅速かつ実効性のある法運用				番号				
事務事業名	整理番号		予算額(千円)			見直し額(A) (B)+(C)-重複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			21年度 当初 予算額	22年度 要求額	増減				
独占禁止法違反行為に対する措置	A	1	206,055	201,837	4,218	1,094		1,094	【概算要求】 評価結果を踏まえ、平成22年度概算要求において、国際カルテル事件等への厳正対処のため審査関係の経費、不正な取引方法(不当廉売、優越適地委の濫用等)に対する迅速な対処のための審査関係の経費、証拠収集技術向上のための研修を充実させるため経費を要求した。なお、要求には、執行状況を踏まえたタクシー利用台数の削減による減額を反映した。
合計						1,094		1,094	

## 政策評価調書(個別票 -3)

## 【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	ルールある競争社会の推進			番号					
事務事業名	整理番号		予算額(千円)			見直し額(A)			政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			21年度当初予算額	22年度要求額	増減	(B)+(C)-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額(B)	うち執行状況の反映による見直し額(C)	
取引慣行等の実態把握・改善	A	1	3,429	2,197	1,232	1,254	1,254	1,254	【概算要求】 評価結果を踏まえ、平成22年度概算要求において、引き続き、競争政策の観点から調査を行い、独占禁止法上問題となる行為の未然防止を図るための実態調査の実施に係る経費を要求した。なお、要求には、評価結果及び執行状況を踏まえた調査対象事業者数の削減による減額を反映した。
事業活動に関する相談・指導	A	1	11,306	10,101	1,205	1,027		1,027	【概算要求】 評価結果を踏まえ、平成22年度概算要求において、引き続き、相談に係わる実態の把握、独占禁止法相談ネットワークの充実による事業者・事業者団体が相談しやすい環境のための経費を要求した。なお、要求には、執行状況を踏まえた広報資料の積算見直しによる減額を反映した。
中小企業を取り巻く取引の公正化	A	1	28,016	56,350	28,334	5,914		5,914	【概算要求】 評価結果を踏まえ、平成21年度概算要求において、引き続き、大規模小売業告示等違反行為の是正指導に係る経費を要求するとともに、新たに実施する大規模小売業告示の講習会の開催に係る経費を含む、同告示の普及・啓発に係る経費を要求。なお、要求には、事業の効率性の観点から、講習会の取りやめによる減額を反映した。
下請法違反行為に対する措置	A	1	67,103	67,681	578	1,050		1,050	【概算要求】 評価結果を踏まえ、平成22年度概算要求において、引き続き、親事業者の下請法違反行為を積極的に発見し、これを迅速に処理するため、定期調査及び実地調査に係る下請法違反事件調査関係経費並びに定期調査の実施に係る事務効率化関係経費を要求。なお、要求には、執行状況を踏まえた賃金職員の作業効率向上による減額を反映した。
合計						9,245	1,254	9,245	

## 政策評価調書(個別票 -3)

## 【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	競争環境の積極的な創造			番号				
事務事業名	整理番号		予算額(千円)			見直し額(A)		政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			21年度当初予算額	22年度要求額	増減	(B)+(C)-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額(B)	
競争政策の普及啓発	A	1	22,248	22,152	96	629	629	【概算要求】 評価結果を踏まえ、平成21年度概算要求において、独占禁止法の改正を契機とした更なる事業者のコンプライアンスの充実を図るため、従来以上に様々な手法を通じて法の普及啓発を行うための経費を要求。なお、要求には、懇談会開催回数の見直しやパンフレット等の必要部数の見直しによる減額を反映した。
国際協力の推進	A	1	51,996	68,684	16,688	3,132	3,132	【概算要求】 評価結果を踏まえ、平成22予算要求において、ICNカルテルワークショップの日本開催に関する経費等、引き続き、様々な国際協力の推進に係る経費を要求。なお、要求には、委託調査の取りやめによる減額を反映した。
競争政策に関する理論的・実証的基礎の強化	A	1	25,680	22,533	3,147	1,936	1,936	【概算要求】 評価結果を踏まえ、平成22年度概算要求において、引き続き、産業組織論等に精通した経済学者・法学者と機能的・持続的に調査・研究において三者協働する仕組みを進展するための共同研究の実施、競争政策に係る公開検討会・国際研究会の開催に係る経費を要求。なお、要求には、執行状況を踏まえた研究会の開催費用の積算見直しによる減額を反映した。
規制改革分野における競争環境の整備・適用除外制度の見直し	A	1	14,715	7,713	7,002	10,457	10,457	【概算要求】 評価結果を踏まえ、平成21年度概算要求において、引き続き、規制改革分野における競争環境の整備・適用除外制度の見直しに係る経費を要求。なお、要求には、委託調査の取りやめによる減額を反映した。
合計						16,154	16,154	

## 政策評価調書(個別票) (政策評価書要旨)

評価実施時期:

(1) 平成16年6月, (2) 平成21年4~6月, (3) 平成21年4~6月

担当部局名, 担当者(連絡先):

(1) 審決訟務室 小俣 藤平(3581-5478), (2) 企業結合課 山本 古川(3581-3719), (3) 管理企画課 天田 小菅(3581-3381)

政策名	迅速かつ実効性のある法運用	番号
政策の概要	<p>(1) 審判手続 審判の開催, 審判手続関係業務, 課徴金の徴収業務及び審決取消訴訟等への対応業務の事務処理を適切に行うことにより, 独占禁止法違反行為の的確な排除並びに法運用の透明性を確保する。</p> <p>(2) 企業結合の審査 企業結合(合併, 分割, 事業譲受け等及び株式所有)に係る届出や報告, 事前相談等に基づいて当該企業結合について審査を行い, 競争を実質的に制限することとなる企業結合が行われる場合, これを防止する。また, 企業結合審査の透明性を高めるため, 主要な企業結合事例の公表等を行う。</p> <p>(3) 独占禁止法違反行為に対する措置 独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査(立入検査, 事情聴取等)を行い, 違反行為が認められた場合には, 排除措置命令を行うほか, 警告等の必要な措置を講ずる。</p>	
	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>(1) 審判手続</b></p> <p><b>(必要性)</b> 審判手続は, 法によって定められた手続であって, 法違反に厳正に対処するに当たって, 適正手続を確保するためのものである。行政処分に関する手続については, 適正な手続保障が強く求められているところであり, 複雑な争点に対して専門的な判断が求められる独占禁止法に基づく処分については, 三面構造による審理という, より被審人の権利を保障した手続を採用することが必要である。</p> <p><b>(有効性)</b> 最近5年間に審決が行われた審判事件66件について, 審決が訴訟によって取り消された件数は3件(4.5%)であり, 適正手続の確保・法違反への厳正対処との目的に対し, 審判手続が有効に機能しているものと評価できる。</p> <p><b>(効率性)</b> 総体としてみれば, 課徴金審判に比して本案審判は長い期間を要している。最近の審判手続に要する期間の全体傾向を見ると, 課徴金審判に要する期間は短くなってきており, 審判迅速化の取り組みの結果と考えられる。 独占禁止法違反事件においては, 特にカルテルや入札談合事件では, 被審人の数も多く, 密室での共同行為の存在を争うという特徴を有しているため, 時間を要する。ただし, 第1審裁判のうち, 比較的長期の審理を要すると思われる知的財産関係民事通常訴訟, 医事関係訴訟に比しても審判手続に要する時間は一般に長期であり, このため, 今後, より迅速化を図る方向での工夫が必要である。</p> <p><b>(反映の方向性)</b> 審判官の員数について検討を要する。審判手続に要する時間が非常に長くなっている審判事件もあることから, 今後, 引き続き, 審判手続の効率化を通じて迅速性を高める努力が必要となる。 また, 審判に要する時間のうち, 例えば, 審決案作成後審決までに要する期間等, 被審人等の対応にかかわらない部分については, 行政事務の改善によって短縮できると考えられる。</p> <p><b>(2) 企業結合の審査</b></p> <p><b>(総合的評価)</b> 公正取引委員会による企業結合審査は, 迅速かつ的確な審査を通じて, 公正かつ自由な競争を維持・促進するために有効であり, 効率的に行われたものと評価できる。</p> <p><b>(必要性)</b> 複数の企業が, 企業結合により一定程度又は完全に一体化して事業活動を行う関係(結合関係)が形成・維持・強化されることにより, 市場構造が非競争的に変化する場合, 価格の高止まりなど市場における競争に弊害をもたらすことから, 独占禁止法は, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を禁止している。企業結合審査は, このような独占禁止法の規定に基づき行われるものであり, 公正かつ自由な競争の促進に必要不可欠である。</p> <p><b>(有効性)</b> 企業結合事案の迅速かつ的確な審査 届出を受理した事案については, すべて法定の待機期間である30日以内に審査を終了している。事前相談手続における審査に要した日数を検証すると, すべて, 「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」に定められた期間内に審査を終了している。民間出身のエコノミストとともに, 法曹資格者を企業結合審査部門に配置し, 経済学的, 法律的観点からの意見や知見を活用して企業結合審査の質の向上を図るとともに, 国際的な事案について海外の競争当局と連携を取りつつ企業結合審査を実施している。 このように, 定められた期間内に届出等に基づく審査や事前相談の処理を行うなど迅速な審査を行うとともに, 少なくとも約37億円という消費者利益が保護されたと推定できるなど効果的な審査を行っている。</p> <p>公表内容の充実 様々な業種の事案を公表し, また, 問題解消措置を講じることとした事案など多様な類型の事案を公表するとともに, 審査において考慮した事項が具体的にどのように競争に影響を及ぼすかについての記載, 一定の取引分野に係る記載の充実などを行うことによって, 事業者の予見可能性を高める上で有効な情報を積極的に提供していることは, 一定の評価ができる。</p> <p><b>(効率性)</b> 届出を受理した事案について, すべて法定の待機期間である30日以内に審査を終了している。また, 事前相談事案についても, すべて定められた期間内に審査を終了している。</p> <p><b>(反映の方向性)</b> 昨年度からの課題となっていた内部研修やマニュアルの充実による企業結合審査の担当職員における審査能力の一層の向上を図るための体制の強化について, 引き続き進めていくことが必要である。</p>	

政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

**(3) 独占禁止法違反行為に対する措置**

**(総合的評価)**

法的措置の件数、納付を命じ確定した課徴金額について事業者1社当たりの課徴金額が過去最高額であることなど、独占禁止法違反行為に対して厳正に対処するという目標を達成している。

**(必要性)**

公正かつ自由な競争を促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できるようにするためには、私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法等を禁止している独占禁止法の厳正なる運用が必要不可欠である。

**(有効性)**

平成20年度においては、17件の法的措置を採っているところ、様々な分野における多様な違反類型の事件、インパクトのある事件を処理したこと、納付を命じ確定した課徴金額について事業者1社当たりの課徴金額が過去最高額であること、また、不当廉売事案について迅速処理による注意件数が過去最高であるなど、独占禁止法違反行為に対して厳正・迅速に対処するという目標を達成していることから有効であったと評価できる。

平成20年度に行った措置に係る日刊新聞の報道量を計測したところ、告発に関する報道が突出して多く、次いで法的措置となっており、公正取引委員会が独占禁止法違反行為に対して厳正に対処することによって独占禁止法違反事件の内容等が広く社会に認知されることとなった。このように独占禁止法違反事件が多くの報道を通じ社会に認知されることにより、独占禁止法違反行為の未然防止に寄与することが期待される。また、法的措置を採ったことにより、少なくとも4,079億円に相当する消費者利益が保護されたと推定できる。

**(効率性)**

平成20年度における法的措置を採った事件の審査期間についてみると、平均で約11か月となっており、昨年度に比して、約2か月多くの時間を要している。これは、平成20年度には、価格カルテル事件（取引相手先数が多く、事件ごとの取引実態の違いが大きい。）や優越的地位の濫用（今後の取引関係を懸念して不利益を被った事業者から供述を得ることが困難であり、不利益を被った事業者の数が多。）など、違反事実の解明に期間を要する事件を数多く取り上げているためと考えられる。

平成20年度における排除措置命令等を行った課徴金納付命令の対象となり得るカルテル・入札談合事件11件のうち8事件について、課徴金減免制度が適用されたことが明らかにされていることから、当該制度の活用により、効率的にカルテル・入札談合事件が処理されたものと考えられる。

**(反映の方向性)**

不当廉売に係る申告については、これまで進められてきた審査体制の強化のスピードを上回る勢いで急激に増加しており、これに対して引き続き迅速かつ厳正に対処するために、より一層の審査体制の強化が必要である。

処理する事件の複雑化等に伴い平均処理期間が長期化しており、加えて独占禁止法の改正によって新たに課徴金の適用対象となる違反行為に係る課徴金の算定等のための業務量が増加することから、今後とも、審査事件の迅速かつ厳正な処理を行うために審査体制の強化が必要である。

**【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】**

**(2) 企業結合の審査**

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
企業結合について迅速かつ確かな審査を行う。	処理件数 (第一次審査)	件	/	38	39	22	/	あらかじめ定量的な成果目標を設定することは困難である。
	平均処理期間 (第一次審査)	日	/	19.7	20.8	20.6	30日以内	企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針
	処理件数 (第二次審査)	件	/	3	0	0	/	あらかじめ定量的な成果目標を設定することは困難である。
	平均処理期間 (第二次審査)	日	/	45.7	-	-	90日以内	企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針

(3) 独占禁止法違反行為に対する措置

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
独占禁止法違反被疑事件に対し、厳正かつ迅速に対処する。	事件処理件数(法的措置)	件	/	13	24	17	/	あらかじめ定量的な成果目標を設定することは困難である。
	平均処理期間	月	/	約9か月	約9か月	約11か月	/	
	小売業に係る不当廉売事件処理件数	件	/	1031	1679	3654	/	
	小売業に係る不当廉売事件処理期間	月	/	2か月以内の処理は約半数	2か月以内の処理は約半数	・2か月以内の処理が過半数(酒類・石油製品) ・2か月以上の処理がほとんど(家電製品)	2か月以内	原則2か月以内を目途とする。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	規制改革推進のための3か年計画(閣議決定)	平成19年6月22日 平成20年3月25日 平成21年3月31日	措置事項 6 競争政策関係 イ 公正取引委員会の体制の見直し・強化 (イ)企業結合に関する審査機能・体制の見直し・強化 「審査の透明性を向上させるため、合併等を認めたもの、認めなかったもののうちできるだけ多くの案件について、事業者の秘密に関する部分を除き、支障のない限り、その理由を含め、公表内容のより一層の充実化を図る。」
	公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(閣議決定)	平成18年5月23日	第2 入札及び契約の適正化を図るための措置 3 主として入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底に関する事項 (5)談合に対する発注者の関与の防止に関すること 「各省各庁の長等は、入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律(平成14年法律第101号)を踏まえ、発注者が関与する談合の排除及び防止に取り組むものとする」
	第166回国会 施政方針演説	平成19年1月26日	国や地方における官製談合問題の頻発は極めて遺憾であります。改正された官製談合防止法を厳正に執行するとともに、一般競争入札の実施を確実に進めます。
	経済財政改革の基本方針2007(閣議決定)	平成19年6月19日	第2章 成長力の強化 1.成長力加速プログラム 成長可能性拡大戦略 イノベーション等 (5)市場経済を支えるルールの整備 「改正後の「独占禁止法」に基づき執行の強化を図る」
	経済財政改革の基本方針2008(閣議決定)	平成20年6月27日	第2章 成長力の強化 2.地域活性化 (3)中小企業 「独占禁止法及び下請法による取締り強化、業種別ガイドラインを通じた下請適正取引等の推進(中略)など中小企業の事業基盤を強化する。」

## 政策評価調書(個別票) (政策評価書要旨)

評価実施時期:

- (1) 平成19年4～6月, (2) 平成17年9～10月, (3) 平成19年4～6月, (4) 平成19年4～6月,  
(5) 平成21年4～6月

担当部局名, 担当者(連絡先):

- (1) 取引企画課 池田 伊地知(3581-3371), (2) 取引調査室 垣内 芹澤(3581-3372), (3) 相談指導室 梶谷 清水(3581-5481),  
(4) 企業取引課 神田 高木(3581-3373), (5) 下請取引調査室 栗 横田(3581-3374)

政策名	ルールある競争社会の推進	番号	
政策の概要	<p>(1) 不公正な取引方法の規制 独占禁止法は、事業者が不公正な取引方法を用いることを禁止し、公正取引委員会が告示によってその内容を指定しているが、この指定には、すべての業界に共通に適用される不公正な取引方法(いわゆる「一般指定」(昭和57年公正取引委員会告示第15号))と特定の業界・業態を対象とする特定の不公正な取引方法(いわゆる「特殊指定」)がある。「海運業における特定の不公正な取引方法」(昭和34年公正取引委員会告示第17号。以下「海運特殊指定」という。)は、この特殊指定のうちの一つであり、これについて、現在においても存置させる必要があるか検討を行い、パブリックコメントを経た上で廃止する。</p> <p>(2) 取引慣行等の実態把握・改善 ガソリン、家電製品の流通実態について競争政策の観点から調査を行い、競争政策上問題となるおそれのある取引慣行等がみられた場合には、その旨を指摘して自主的な改善を促すとともに、その調査結果を公表する。</p> <p>(3) 事業活動に関する相談・指導 事業者及び事業者団体がこれから実施しようとする具体的な事業活動の内容について、独占禁止法(企業結合及び優越的地位の濫用に関する相談を除く。)上の問題の有無の相談に回答するとともに必要に応じ問題点の指摘や是正指導を行う。</p> <p>(4) 中小企業を取り巻く取引の公正化 「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」(以下「大規模小売業告示」という。)及び大規模小売業告示運用基準について、その趣旨・内容に関して大規模小売業者、納入業者及び関係事業者団体等に対して広く周知を図る観点から、説明会の開催、ホームページの活用等を行う。</p> <p>(5) 下請法違反行為に対する措置 書面調査により情報を収集し、下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査(実地調査、招致調査等)を行い、違反行為が認められた場合等には、必要な措置(法的措置(下請法第7条に基づく勧告)又は警告)を講ずる。</p>		
	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>(1) 不公正な取引方法の規制</b></p> <p><b>(必要性)</b> 特殊指定は、政府規制の一種であるため、制定後長期間を経過し、近年適用事例がほとんどないものについては、規制の簡素化を図る観点から検証を行い、存置の必要性がなくなったものについては廃止する必要がある。 海運特殊指定が対象とする行為は、近年の外航海運における業界実態や取引実態の変化に鑑みると、現在では実施することが極めて困難であり、また、将来においても当該行為が再度、問題となる可能性もほとんどないと考えられ、さらに、船社及び荷主からも、海運特殊指定を廃止することによる具体的な不都合を指摘する意見はなく、また、積極的に廃止すべきとの意見もあった。これらの状況から、現在においては、海運特殊指定は存置の必要性がなくなったと考えられ、廃止することが必要である。</p> <p><b>(有効性)</b> 特殊指定は、政府規制の一種であることから、制定後長期間を経過し、近年適用例がほとんどないものについては、規制の簡素化を図る観点から、制定時に問題となった行為は現在においても独占禁止法上問題とすべきものか否か、仮に問題とすべきものであっても、特殊指定で対応すべき特段の理由があるか否か(一般指定で対応できないか)、仮に特殊指定で対応すべき場合であっても、過剰規制となっていないか、という観点から検証を行い、存置の必要性がなくなったものについては、廃止することが必要である。 海運同盟の定める運賃は既に形骸化しており、海運特殊指定が規制する行為はもはや実施困難であり、かつ、将来においても当該行為が再度問題となる可能性はほとんどないと考えられたため、存置の必要性はなく、廃止することが必要であると評価できる。</p> <p><b>(効率性)</b> アンケート調査の質問項目に、海運同盟の現状や海運特殊指定の対象行為の現状等に関する項目も含めることにより、アンケート結果の回収・集計について、作業を共通化することができ、行政コストの有効利用を図るとともに、作業の効率化・迅速化につながったと評価できる。 複数の担当課が共同してヒアリング調査を行うことにより、効率的なヒアリングを行うことができたとともに、ヒアリングに要する時間の短縮につながった。</p> <p><b>(反映の方向性)</b> 不公正な取引方法は、事業者の活動と密接に関係することから、経済実態の変化に対応できるよう、公正取引委員会の告示(一般指定・特殊指定)において禁止行為の内容が具体的に指定されているところ、当該告示の対象となっている業界について、引き続き、不公正な取引方法に該当する問題が生じていないかどうか、常に業界の実態・動向をフォローし、必要に応じて告示の指定・改廃等の適切な対応を探っていく。</p> <p><b>(2) 取引慣行等の実態把握・改善</b></p> <p><b>(必要性)</b> 業界実態調査は、業界全体の事業活動の実施等について、競争政策の観点から任意に調査を行い、競争政策上問題となり得る取引慣行等に対して独占禁止法上の考え方を示すことにより、独占禁止法違反行為の未然防止を図り、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要である。 ガソリン・家電製品については、小売業者による不当廉売のおそれのある行為が度々問題とされていたことから、それぞれの市場構造の実態及び独占禁止法上の考え方を明らかにするために実態調査を行った。</p>		

**(有効性)**

ガソリン業界については、すべての元売業者において、報告書の内容が周知されている状況であったが、特に、報告書において指摘している卸売価格算出方法について、適切な対応が採れるよう引き続き要請していく。

家電業界については、調査対象17社のすべてにおいて、報告書の公表(平成16年9月)後、社内会議、イントラネットへの掲載、報告書コピーの配布、独占禁止法遵守マニュアルの改訂等、様々な方法で、役員及び社員に対し、報告書の内容の周知が行われている。

**(効率性)**

家電業界においては、多くのメーカーが報告書の指摘事項について自主的な改善への取組を行ってきており、独占禁止法違反行為の未然防止及び公正かつ自由な競争の維持・促進の観点から、報告書の実効性は高く評価できる。

ガソリン業界においても報告書の指摘事項については広く周知されており、公正かつ自由な競争の維持・促進のために一層の取組みが必要とされる点についても明らかにされていることから、今後の業界の自主的な取組に資するものと考えられる。

**(反映の方向性)**

競争政策上問題となるおそれのある取引慣行等がみられる業界について広く情報収集を行い、そうした情報に基づき、限られた人的・物的リソースの中で調査対象を選定し、調査を実施する必要がある。

有効かつ効率的な調査を実施し、問題点等の指摘・業界への改善要請を行うなど、今後とも実効性のある調査を実施することが不可欠であり、調査報告書公表後も引き続き、公正かつ自由な競争の促進の観点から業界の動向を注視していくほか、実態調査の実効性の観点から、報告書公表に当たっては広報活動についても一層積極的に取り組んでいく必要がある。

**(3) 事業活動に関する相談・指導****(必要性)**

アンケート調査において、相談の目的は達成されたか、今後の利用意向について尋ねたところ、98.9%が「はっきり理解できた又はおおむね目的を達成できた」とし、69.6%が「今後も利用したい」としており、ニーズが高いことが伺われた。

一方、54.3%が「一般相談の手続を知らなかった」とし、55.5%が「事前相談制度を知らなかった」としている。本施策は、事業者等にとって必要性の高いものであると認められるところ、相談の手続、相談の種類等も含め、その適切な周知を行い、利用者が相談しやすい環境を整えていく必要がある。

**(有効性)**

アンケート調査において、相談の目的は達成されたか尋ねたところ、98.9%が「はっきり理解できた又はおおむね目的を達成できた」としているが、「口頭での回答だったので社内(団体内)周知などの上で不便だと感じた」との回答が22件あった。

独占禁止法に対する意識が変わったかどうか尋ねたところ、「他の事業活動を行う社員の独占禁止法遵守意識を高めることにつながったと思う」(34件)、「事業計画の策定に当たって、独占禁止法遵守の観点も検討に加えることにした」(23件)など肯定的な回答が多数あり、個別相談事案のみでなく、独占禁止法遵守意識の向上にも効果が見られた。

**(効率性)**

1件当たりの平均処理日数は、17年度(14.4日)は16年度(6.3日)の2倍以上になっており、18年度(12.3日)は17年度よりも短縮されているものの16年度の2倍弱となっている。一方、処理件数は年々減少している。アンケート調査で回答までの実際に要した期間についての感想を尋ねたところ、「ちょうどよい」と「長すぎる」が同じ比率で38.0%であった。

相談担当者の対応振りについて尋ねたところ「迅速かつ適正であった」又は「ある程度満足いくものであった」との回答が91.3%を占めた。

**(反映の方向性)**

多くの相談者がアクセスできる公正取引委員会のホームページにおいて、相談制度に関する情報をあらかじめ分かりやすく提供し、相談者が効率的に相談できるようにすることが必要である。

処理日数については、相談者の約4割が処理日数の感想として「長すぎる」と答えていることを踏まえると、今後、事務処理の進め方についての抜本的な見直しを含め、検討を行い、できる限り短縮するよう努めることが必要である。

政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

**(4) 中小企業を取り巻く取引の公正化****(必要性)**

百貨店業告示の規制対象とならない大規模小売業者による納入取引上の問題や、不当な協賛金等の負担要請など百貨店業告示に規定していない独占禁止法上問題となる行為が納入業者から強く指摘されていた状況を踏まえ、これに対応するため、新たに大規模小売業告示が制定されたものである。大規模小売業告示を従来の百貨店業告示と比較すると、規制の対象となる事業者の範囲が拡大し、また、新たな禁止行為類型も追加されたことから、大規模小売業者、納入業者及び関係事業者団体に対して、その内容の周知を図ることについての社会的必要性は高かったと考えられる。

**(有効性)**

大規模小売業者に対するアンケート調査結果(調査対象事業者100社(うち有効回答数71社))

## ・告示等の認知度

大規模小売業告示を知っている者は92%であり、そのうちの97%が同告示の内容についても「よく知っている」又は「ある程度知っている」と回答。また、44%が「公正取引委員会の周知活動」について「大変役に立った」と回答しており、「ある程度役に立った」と回答した者も含めると89%が「役に立った」と回答。これらの結果から、告示等の周知活動がおおむね有効だったことが認められる。

## ・告示等の社内への周知状況

89%が「社内の全職員に周知されている」、「比較的多くの部署又は職員に周知されている」又は「一部の部署又は職員に周知されている」と回答。この結果から、告示等が大規模小売業者の社内において、おおむね周知されている状況が認められる。

## ・運用基準の分かりやすさ

86%が運用基準の記述内容について「分かりやすい」と回答。

## 納入業者における取引状況の変化

納入業者に対する取引状況に関する実態調査の中で、大規模小売業告示が施行された平成17年11月以前と比較して、不当な要請等の状況・程度がどのように変化したかを調査したところ、調査対象とした大規模小売業告示において禁止している行為類型のすべてについて、不当な要請等が減少したなどとする回答数が、増加したなどとする回答数を上回っていた。この結果から、告示等の制定・周知活動が独占禁止法違反行為の未然防止に一定程度の効果を持っていたことが認められる。

**(効率性)**

アンケート調査において、大規模小売業者が告示等を知った手段として最も多く挙げたものが「業界団体主催の説明会・通知等」であったことから、周知の手段としてこれを重視したという意味においては、効率的に行うことができたと考えられる。また、大規模小売業者が告示等を知った手段として次に多く挙げたものは「公正取引委員会のホームページ」であるところ、告示等の制定段階からホームページを活用した意見募集等を行い、また、告示等の解説冊子をホームページに掲載することで、公正取引委員会や関係事業者団体主催の説明会に参加できなかった大規模小売業者等に対しても広範に周知を行うことができたことを踏まえ、ホームページを活用することにより効率的に周知できたと考えられる。

**(反映の方向性)**

今回の周知活動に関するアンケート調査では大規模小売業者の告示等についての認知度の高さが認められ、また、告示施行後における納入業者の取引状況についても一定の改善傾向がみられるなど、公正取引委員会の取組がおおむね有効であったと考えられるが、一方で、大規模小売業者からは、社内の人事異動等を踏まえた定期的な研修会の実施等を要望する声が寄せられており、また、納入業者における取引状況についても、不当な要請等の状況・程度が告示施行以前より「増えた」とする回答や「変わらない」とする回答がみられることなどを踏まえ、今後も従来以上に、解説冊子、ホームページ及び関係事業者団体への講師派遣等、様々な手段を通じて告示等の普及・啓発に努めていくことが必要である。

**(5) 下請法違反行為に対する措置**

**(総合的評価)**

勧告件数及び勧告・警告による下請代金の減額分の返還額は年度総額で下請法改正法が施行された平成16年4月以降最多となっており、下請取引の公正化を図るとともに、下請事業者の利益を保護するという目標を達成している。また、処理期間についても、一定の効率性が達成された。

**(必要性)**

下請取引の公正化を図るとともに、下請事業者の利益を保護するためには、下請事業者に及ぼす経済的な不利益が大きい事案等を積極的に勧告・公表し、また、減額事件については減額分を返還させるなど、親事業者による下請事業者に対する不当な不利益を与える下請法違反行為に厳正に対処するための事件処理を行う必要がある。

**(有効性)**

勧告件数は、平成16年度4件、平成17年度10件、平成18年度11件、平成19年度13件、平成20年度15件と着実に増加しており、平成20年度は下請法改正法が施行された平成16年4月以降において最多となっている。また、下請代金の減額分の返還額は、年度総額で下請法改正法が施行された平成16年4月以降において最多の29億5133万円となっている。

勧告事件について下請法改正法が施行された平成16年度以降すべて公表してきたところ、平成20年度は新聞報道量が大幅に増加しており、この効果として下請法の内容が広く社会に認知され、親事業者の下請法に関する遵守体制の整備による下請法違反行為の未然防止に寄与するとともに、下請事業者による親事業者の下請法違反被疑行為の申告の増加が期待される。これは違反行為の捕捉に資するものと考えられる。

**(効率性)**

勧告、警告いずれも前年度以上の件数処理を行っているとともに、警告についてはおおむね6か月以内に処理した(98.6%)。また、勧告については、下請法改正法が施行された平成16年4月以降最多の15件の処理を行ったところ、うち10件については、6か月以内に違反事件を処理するという目標は達成できなかったものの、全体では、勧告については、7.3か月で処理し、昨年度の9.8か月に比し2か月半もの処理期間が短縮された。

**(反映の方向性)**

積極的に勧告を行っていくためには、調査部門の職員の調査能力の向上や調査手法の改善が不可欠であるところ、引き続き、担当職員に対する研修の内容を充実させる必要がある。

調査体制の強化を目的とした人員の増員により、処理期間が減少するとともに勧告件数が着実に増加しているところ、現下の経済環境もあって下請取引の公正化のニーズは以前と比して、増大の一途を辿っている。したがって、引き続き、調査体制の強化を進め、より多くの事案処理を迅速に進めていくことが必要である。

**【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】**

**(5) 下請法違反行為に対する措置**

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				19年度	20年度	21年度		
下請法違反事件に対し、厳正かつ迅速に対処する。	事件処理件数(勧告)	件	/	11	13	15	/	あらかじめ定量的な成果目標を設定することは困難である。
	平均処理期間(勧告)	日	/	304	293	218	6か月以内(各年度)	処理期間6か月以内を目標とする。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	経済財政改革の基本方針2007(閣議決定)	平成19年6月19日	第2章成長力の強化 1.成長力加速プログラム 成長力底上げ戦略 (3)中小企業底上げ戦略 「中小企業生産性向上プロジェクト」の推進による賃金の底上げ 「下請適正取引等の推進(業種ごとのガイドライン策定・遵守・普及・独占禁止法)・「下請法」による取締り強化等)」
	経済財政改革の基本方針2008(閣議決定)	平成20年6月27日	第2章 成長力の強化 2.地域活性化 (3)中小企業 「独占禁止法及び下請法による取締り強化、業種別ガイドラインを通じて下請適正取引等の推進(中略)など中小企業の事業基盤を強化する。」

政策評価調書(個別票) (政策評価書要旨)

評価実施時期:

- (1) 平成18年4～6月, (2) 平成21年4～6月, (3) 平成21年4～6月,
- (4) 平成19年4～6月, (5) 平成19年5～6月, 同年11～12月

担当部局名, 担当者(連絡先):

- (1) 官房総務課 中里 萩原(3581-3574), (2) 国際課 高居 佐藤(3581-1998),
- (3) 経済取引局総務課 奥村 藤井(3581-5476), (4) 経済調査室 山田 服部(3581-4919), (5) 調整課 山本 小野田(3581-5483)

政策名	競争環境の積極的な創造	番号	
<p>政策の概要</p>	<p>(1) 競争政策の普及啓発 四半世紀ぶりの独占禁止法の大改正により、違反行為に対する措置が大幅に強化され、また、課徴金減免制度や犯則調査権限といった新たな制度等も導入されたことから、その法的性格、趣旨、関係する手続等について、国民各層に対して広く周知を図ることによって、独占禁止法違反行為を未然に防止し、公正かつ自由な競争を維持・促進する。</p> <p>(2) 国際協力の推進 国際競争ネットワーク(以下「ICN」という。)は、競争法の手続面及び実体面での国際的取れんの促進を目的とした組織であり、各国・地域の競争当局をメンバーとしている(注)。発足以来毎年開催されている年次総会は、ICNの活動の中で最も重要なものであり、各作業部会の1年間の成果の報告、それぞれのテーマでの講演及び議論、次期活動計画の承認等が行われている。公正取引委員会は、第7回年次総会を主催し、平成20年4月14日(月)から16日(水)にかけて、京都市において開催した。</p> <p>(3) 法令遵守意識の向上(成果重視事業) 独占禁止法に関する企業コンプライアンス体制及び意識(以下「企業コンプライアンス体制等」という。)の実態を把握するためのアンケート等を実施し、その取りまとめ結果や課題を公表・周知する。また、国等の発注機関と「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」を開催するとともに、発注機関が実施する調達担当者向けの講習会への講師の派遣及び公正取引委員会主催の発注機関向け講習会を実施する。</p> <p>(4) 競争政策に関する理論的・実証的基礎の強化 公正取引委員会職員と外部の経済・法学者との共同研究を行い、研究成果を公表する。また、共同研究の成果等を一般に情報発信し討議するための公開セミナーを開催するとともに、時宜にかなったテーマについて国内外の学識経験者と知の共有を図り、競争法運用における経済理論の応用等の必要性、現状等について広く一般に情報発信し討議するためのシンポジウムを開催する。</p> <p>(5) 規制改革分野における競争環境の整備・適用除外制度の見直し 独占禁止法適用除外分野(国際航空分野、外航海運分野等)及び政府規制分野(電力分野、電気通信分野、郵便分野等)における競争を制限する取引慣行・制度等を把握し、その改善を図ることによって、これらの分野における公正かつ自由な競争を促進する。</p>		
	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>(1) 競争政策の普及啓発</b></p> <p><b>(必要性)</b> 平成17年度独占禁止法改正により、課徴金減免制度や課徴金算定率の引上げ、違反行為の早期解消や再度の違反の場合の課徴金算定率の新設、課徴金適用対象範囲の拡大といった新たな制度が多く導入されていることから、改正法の趣旨、内容について、十分理解してもらう必要性が非常に高い。 衆議院経済産業委員会の附帯決議においても、「本改正による課徴金制度の整備強化、審判手続の変更等の円滑な実施に資するため、事業者及び国民に法改正の趣旨及び内容の周知徹底を図るとともに、いわゆる法令遵守管理体制の構築の重要性に対する事業者の認識を高めるよう努めること」とされている。 同付帯決議において、「課徴金制度の見直し、審判手続の見直し等本改正の円滑な実施を図るため、事業者及び国民に新制度の趣旨及び内容が十分理解されるよう周知徹底に努めること」とされている。</p> <p><b>(有効性)</b> 説明会等の開催による周知 改正独占禁止法の説明会を通じた周知はおおむね有効であった。しかし、説明方法については、用語の解説、具体例を挙げた説明等を求める意見があり、今後改善していく必要がある。 配布資料については、改正独占禁止法の内容を周知するうえでおおむね有効であった。一方で、条文の明示、具体例の記載等を求める意見があり、今後工夫する必要がある。 その他、改正法の条文、Q &amp; A、説明会の原稿等を求める意見もあり、これらは、ホームページに掲載することで対応した。</p> <p>ホームページの活用による周知 過去に改正独占禁止法関連ページにアクセスしたことのある人にとっては、当該ページはその内容を理解するのに役立つっており、また、当該ページの内容は、社内周知に利用するなど二次的に活用されていることからその内容を周知するのに有効であったと言える。 初めて当該ページにアクセスする人は、アクセス経験のある人に比べると、否定的な意見が多くなるが、ある程度改正独占禁止法の内容を理解してもらう上で有効であると評価できる。 アンケート調査対象者は企業の法務部等に勤務する職員であったにもかかわらず、当該ページにアクセス経験のある人が2割程度と低かったことから、独占禁止法に対する認識を高めてもらうための工夫が必要である。</p>		

**(効率性)**

説明会等の開催による周知

公正取引委員会主催の説明会の開催案内については、公正取引委員会のホームページに掲載したほか経済団体等に対して傘下会員への周知を依頼するなどして行ったところ、参加者からのアンケートによれば、「経済団体・事業者団体からの案内等により開催を知った」が63.6%を占め、「ホームページで開催を知った」が32.0%であり、参加者の募集については効率的に行えたと考えられる。

商工会議所・事業者団体等の研修会、講演会等の場に公正取引委員会から講師を派遣して説明会を行うことにより、より多くの国民各層に改正独占禁止法の内容を周知するという意味では効率的に行うことができた。

ホームページの活用による周知

平成17年10月以降平成18年3月までの改正独占禁止法関連ページへの訪問者数の合計は76,700件であり、ホームページを活用することにより効率的に改正独占禁止法の内容を周知することができた。

ホームページにリーフレット「ここがポイント! “改正” 独占禁止法」を掲載したところ、平成17年10月以降平成18年3月までの当該リーフレットのダウンロード数は81,762件であり、説明会で要望があった社内研修に使える資料の提供及び情報を求める利用者に直接提供できたという点においても効率的に対応することができた。

**(反映の方向性)**

事業者には、今般の法改正を契機として独占禁止法コンプライアンスのますますの充実が求められているところであり、公正取引委員会としても引き続き様々な機会をとらえてその整備等の支援を行っていく必要がある。

情報量及び独占禁止法の理解度に応じた資料の充実、専門用語の解説、改正独占禁止法施行後の具体的事例など分かりやすさを念頭に置いた資料の作成など様々な意見・要望も寄せられており、これらに対応していくことが重要と考えられる。

企業の法務部等の職員を対象にアンケート調査を行ったが、改正独占禁止法のホームページにアクセス経験のある人の割合が2割程度と低かったことを踏まえると、従来以上に、パンフレット、ホームページ、事業者団体等への講師派遣等、いろいろな手段を通じて独占禁止法の普及啓蒙に努めていく必要がある。

**(2) 国際協力の推進**

(総合的評価)

公正取引委員会が第7回年次総会を主催したことによって、競争法の国際的取れんを目指す国際的枠組みであるICNの活動に貢献し、国際協力の推進を図ることができたと評価できる。

(必要性)

近年、企業活動のグローバル化の進展に伴い、国境を越えたカルテル事件や企業結合事案といった複数国の競争法に抵触する事案、一国による競争法の執行活動が他国の利益に影響を及ぼし得る事案等が増加するなど、執行活動の国際化及び競争当局間の協力・連携の強化の必要性がますます高まっている。このような状況の中、各国・地域の競争当局をメンバーとし、競争法の実体面及び手続面での国際的取れんの促進を目的とするICNの活動を促進し、国際協力を図る必要がある。

(有効性)

第7回年次総会の参加者に対するアンケート調査の結果をみると、参加者の同総会の内容全体及び運営全体に対する満足度は非常に高く、これは、同総会が参加者にとって非常に有意義なものであったことを示している。また、各作業部会の全体会合の内容と業務との関連性を問う項目についても、参加者のほとんどが、自らの業務に関連するものであったとしており、これは、同総会が参加当局の業務ニーズに沿う形で実施できたことを示している。さらに、各作業部会の全体会合の資料等に関する参加者の評価についても、資料、プレゼンテーション、パネルディスカッションいずれも非常に高い評価を得ている。このように、同総会を主催することは、競争法の手続面及び実体面での国際的取れんの促進を目的とするICNの活動を促進し、国際協力の推進を図る上で有効であったと評価できる。

(効率性)

第7回年次総会には、世界各国から約70の国・地域より、総計453名が参加したところ、参加者の宿泊施設の確保、会場への送迎バスの手配、参加者のビザ申請の手続処理等が必要とされた。これらの業務には、国際会議の運営に関する専門的な知識やノウハウが必要とされたところ、国際会議を専門とする業者にその運営を委託することで、効率的に行うことができた。他方、必ずしも専門業者に委託する必要のないと考えられるものについては、公正取引委員会の職員(約15名)を動員して行った。このように、適切な役割分担を行いつつ、少人数で、かつ、効率的に同総会を開催することができたと考えられる。

(反映の方向性)

第7回年次総会の主催のような大規模で効果も大きい取組は、毎年継続して行うことができるものではないため、従来から行ってきた通常取組の中で国際協力の推進を図る必要があるところ、同総会を経て公正取引委員会への期待が高まっている状況を踏まえ、同総会で蓄積した経験を生かし、従来からの取組を質・量ともに充実させることが必要である。

政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

### (3) 法令遵守意識の向上

(総合的評価)

本事業は、平成18年度を初年度として3か年にわたって実施してきたものであるが、独占禁止法に関する企業コンプライアンス体制等の向上支援、入札談合の防止に係る発注機関への独占禁止法等の周知共に一定の成果をあげることができたと評価できる。

(必要性)

経済取引における公正かつ自由な競争を一層促進させるためには、独占禁止法の厳正な執行とともに、企業におけるコンプライアンス体制等の向上による違反の未然防止が重要であるところ、近年も依然として独占禁止法違反事件が発生していることから、本事業は必要であると評価できる。

入札談合を防止するためには、発注機関の職員が独占禁止法と入札談合等関与行為防止法を理解する必要がある。特に、職員自身の関与については、平成15年1月に入札談合等関与行為防止法が施行されて以降、これまでに公正取引委員会が改善措置要求を行った事例が5件に上るなど、官製談合の摘発が後を絶たない状況にあることから、職員自身が入札談合に関与することがないように発注機関における法令知識を向上させるための事業に高い必要性があるといえる。

(有効性)

企業コンプライアンス体制等の実態を把握するためのアンケート調査等を平成18年度及び平成20年度に実施した。平成20年度調査において、平成18年度調査で今後の課題として指摘された事項の検証を行ったところ、一部、今後の課題として指摘されたところは残るものの、すべての項目で改善が認められた。これは、公正取引委員会による独占禁止法の厳正な執行や平成17年度の独占禁止法改正で導入された課徴金減免制度等を踏まえて企業側が危機意識を高めてきたことのほか、平成18年以降、本事業により企業コンプライアンス体制等の実態や課題を把握して報告書を公表し、特に調査対象とした東証一部上場企業等に報告書を提供してきたこと等が有効に機能してきたものと考えられる。

(効率性)

講習会後のアンケート結果によれば、講習会の参加者は実際の実務を担う「課長クラス」、「課長補佐クラス」及び「係長クラス」が69.1%を占めており、さらに、参加者に「講習会の後、職場において、講習会の内容の周知等を行う予定はあるか」と尋ねたところ、「周知予定なし」と回答した者は17.0%に過ぎず、その他の者からは「職場で講習会」、「上司に報告」等によって周知を行うと回答を得たことから、参加者のほとんどは研修後、自らの職場においてその内容の周知を行ったものと推測できる。このように、実際の実務を担うクラスの者に対して重点的に講習会を行うことができ、職場での周知も行われたことを通じ、本事業が効率的に行われたと評価できる。

(反映の方向性)

今後については、企業における運用実態の調査等を調査・把握し、公表・周知するなどして企業全体のコンプライアンス体制等の向上を支援していくことなどが重要と考えられる。また、発注機関への独占禁止法等の周知については、未だ講習会を実施したことのない発注機関も存在することから、そのような発注機関に対しての講習会を実施し、更なる周知徹底に努めることとする。

### (4) 競争政策に関する理論的・実証的基礎の強化

(必要性)

経済のグローバル化、技術革新の急速な進展、高度情報化社会の到来等の経済環境の変化の中、独占禁止法や競争政策の確かな運用に当たっては、より精緻に経済実態や競争の状況を把握し、経済理論に基づく実証的なアプローチ等を活用していく必要がある。公正取引委員会においても、経済理論等による理論的裏付けに基づいた法執行や政策運営を目指しており、このため、産業組織論等に精通した経済学者・法学者と機能的・持続的に調査・研究において三者協働する仕組みを進展させているところである。

これを具体化するため、競争政策に係る課題を抽出し、公正取引委員会職員と外部の経済・法学者との共同研究を行い、研究成果を公表するとともに、共同研究の成果等を一般に情報発信し討議するための公開セミナーや、時宜にかなったテーマについて国内外の学識経験者と知の共有を図り、競争法運用における経済理論の応用等の必要性、現状等について広く一般に情報発信するためのシンポジウムを開催する必要がある。

(有効性)

共同研究

平成18年度には、主に公正取引委員会職員13名、外部の経済・法学者10名により、6本のテーマについて共同研究を行い、また、平成17年度共同研究報告書7本を公表している。共同研究の成果は、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」の改定の実務や企業結合審査における経済分析手法の実務等にも活用されている。

公開セミナー

公開セミナー参加者に対するアンケート調査結果(参加者数310名、回答者数190名、回答率61.3%)によれば、公開セミナーに参加した感想については「大変充実していた」とする回答が15.3%、「充実していた」とする回答が41.1%であり、改善すべき点については「特になし」とする回答が46.9%であったことから、公開セミナーの開催については、おおむね有効であったと評価できる。

シンポジウム

シンポジウム参加者に対するアンケート調査結果(参加者数245名、回答者数103名、回答率42.0%)によれば、シンポジウムに参加した感想については「大変充実していた」とする回答が31.4%、「充実していた」とする回答が42.9%であり、改善すべき点について「特になし」とする回答が42.9%であったことから、シンポジウムの開催については、おおむね有効であったと評価できる。

(反映の方向性)

共同研究について

公正取引委員会職員等から研究テーマを募集するなどして競争政策に係る課題を抽出し、研究成果を実務等に役立たせて行く必要がある。また、共同研究は、個々の職員の経済分析能力等の向上を図ることができるものであることから、当委員会職員の参加者数を増加させていく必要がある。

公開セミナー・シンポジウムについて

参加者には、「わかりやすく説明してもらいたい」との要望や、「実務に即して説明してもらいたい」との要望もあり、これら要望は相反する面もあるが、今後の公開セミナー・シンポジウムの会議運営に際しては、可能な限りこれら双方の要望に応えられるよう、講演者等の選定や配布資料等の準備をする必要がある。また、テーマ選定に際しては、参加者の意見も参考にしつつ、より時宜にかなったテーマを選定していく必要がある。

**(5) 規制改革分野における競争環境の整備・適用除外制度の見直し**

**(必要性)**

農協について、これまで法的措置又は警告が出されてきた要因としては、農協内部において、独占禁止法についての理解が十分浸透しておらず、同法に関する認識が必ずしも十分ではなかったことが挙げられる。この点について、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」及び「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」においては、農協ガイドラインの作成及びその周知の必要性が盛り込まれたところ、本施策については、農協の独占禁止法に対する遵守意識を深め、農協による独占禁止法違反行為を未然に防止するとともに、農業分野における公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要であると評価できる。

**(有効性)**

アンケート調査の結果、農協ガイドラインの内容については、「わかり易い」又は「どちらかというわかり易い」との回答47.2%が「わかりづらい」又は「どちらかというわかりにくい」との回答15.2%を上回っているものの、過半数に達しなかった。

農協ガイドラインによる独占禁止法違反行為の未然防止については、アンケート調査の対象となった農協の74.8%が、未然防止に「資するものである」又は「どちらかという資するものである」と回答したことから、多少なりとも農業分野における独占禁止法違反行為の未然防止に資するものとの認識が一般的であると考えられる。

アンケート調査の対象となった農協の80%以上が、農協ガイドラインの策定を受けて、独占禁止法についてのコンプライアンス・マニュアルの作成又は見直しの必要性の認識を有したことから、農協ガイドラインの作成・公表及び周知は有効に作用したと考えられる。

アンケート調査の対象となった農協の87.9%が、独占禁止法上問題となる行為を農協内部に「周知した」又は「周知する予定である」と回答したことから、農協ガイドラインの作成・公表及び周知が、農協の独占禁止法に対する遵守意識を向上させ、同法の一定の違反行為を未然に防止する上で有効に作用したと考えられる。

**(効率性)**

農協ガイドラインについての周知活動は、「全国農業協同組合中央会等を通じた傘下会員への周知依頼」、「プレスリリース」、「公正取引委員会及び農林水産省のホームページへの掲載」、「農林水産省による全都道府県に対する農協ガイドラインの周知」という方法で行ったところ、農協ガイドラインに関する説明会に参加した農協職員のうち、81.4%の者が、説明会開催以前から農協ガイドラインの作成・公表について認識していたことから、特段のコストを要しない方法で広く周知できたと考えられる。

農協ガイドラインの内容に係る周知活動については、数多くの農協職員を集め、7割近くの農協に対して説明会を実施することができた。当該説明会の開催に当たっては、農林水産省と協力して、合同庁舎等を活用する等、説明会開催に係るコストを抑えつつ、多くの関係者に農協ガイドラインの内容を周知することができた。

**(反映の方向性)**

農協における独占禁止法に対する遵守意識を徹底するため、公正取引委員会としても、様々な機会をとらえて支援していく必要がある。また、必要に応じて農協ガイドラインの見直しを検討するとともに、各種ガイドラインを説明する際には、より一層分かりやすい説明に留意する必要があると考えられる。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	第166回国会 施政方針演説	平成19年1月26日	国や地方における官製談合問題の頻発は極めて遺憾であります。改正された官製談合防止法を厳正に執行するとともに、一般競争入札の実施を確実に進めます。
	公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(閣議決定)	平成18年5月23日	第2 入札及び契約の適正化を図るための措置 3 主として入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底に関する事項 (5) 談合に対する発注者の関与の防止に関すること 「各省各庁の長等は、入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律(平成14年法律第101号)を踏まえ、発注者が関与する談合の排除及び防止に取り組むものとする」
	規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(閣議決定)	平成18年3月31日	17年度重点計画事項(個別重点検討分野の改革) 3 農業・土地住宅分野 (2) 農協の不正な取引方法等への対応強化 「独占禁止法上の不正な取引方法に該当するおそれがある農協の行為を示した独占禁止法上のガイドラインを作成する。」
	規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申(規制改革・民間開放推進会議)	平成18年12月25日	各分野における具体的な規制改革 10 農業分野 (4) 農協経営の透明化、健全化について 【具体的施策】 農協の不正な取引方法等への対応強化【平成19年度措置】 (上記ガイドラインを)「確実に実施するべきである。そして、上記ガイドラインについて、公正取引委員会、農林水産省等の関係機関は、協力して、農協、農協組合員、農業者の組織する団体等に対し、説明会の開催やそれらの者が実施する研修への協力等を通して、周知徹底を図るべきである。」
	規制改革推進のための3か年計画(閣議決定)	平成19年6月22日	公正取引委員会は(中略)今後も競争促進の観点からこれら産業(注:電気事業、ガス事業、電気通信事業、運輸事業などのうち、従来、新規事業者の参入が制限されていた規制産業)における競争の状況を調査し、改善の余地がある場合には積極的に政策提言等を行う